

令和4年3月30日

関係者各位

札幌司法書士会

会長 後藤 力哉

当会会員の不祥事について

本日、当会会員が業務上横領罪の疑いで在宅起訴されたとの情報を得ました。

本件は、相続人から依頼を受けた司法書士が、故人の預貯金を遺産分割協議の内容に従って各相続人へ承継させる手続を処理する中で、相続財産である預貯金の解約払戻金の一部を横領したとされる事案です。

当会に所属する会員が、市民の皆様の司法書士への信頼を著しく損なう行為に及んだとして起訴されたことは大変遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当該会員の上記行為が事実であるならば、市民の皆様の信頼を裏切る許し難い行為です。当会としては、当該会員に被害弁償を促すとともに、今後このような不祥事が起きないように、全会員に対し、司法書士に求められる職責を改めて周知徹底するとともに、執務及び倫理に関する研修を一層強化し、再発防止に向けて取り組んでまいります。